

広島市教育委員会規則第5号

令和8年3月30日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正
する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表上温品の項中「、283番地の10」を削り、「325番地の3」の右に「、10283番地の13、10283番地の14、10283番地の16」を加える。

別表第1の(2)の表五月が丘の項中「5897番地」の右に「、10373番地の2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。